

技術的視点から 札幌市「選択制」を考える

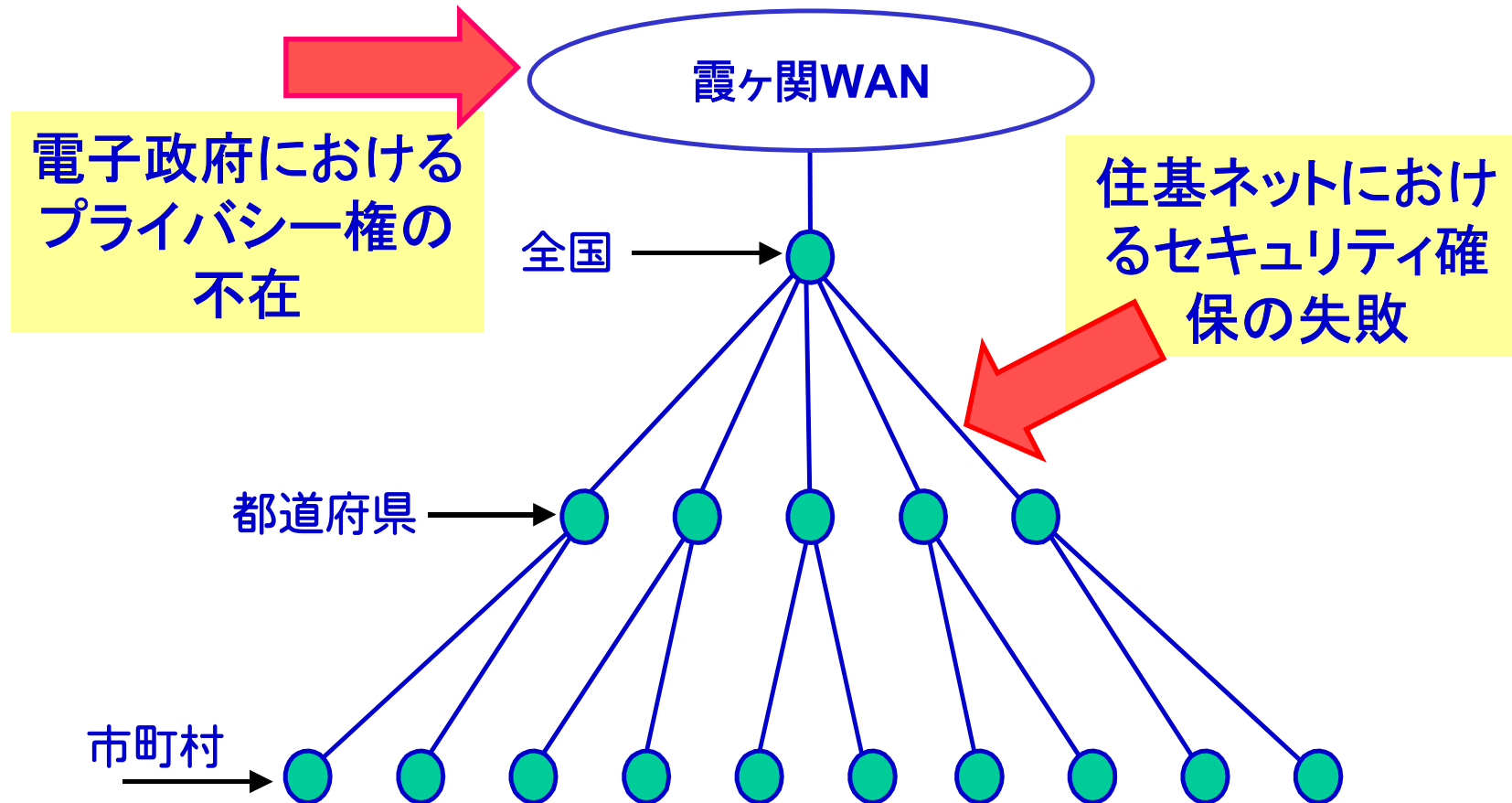
2003年7月11-12日

札幌市

西邑 亨

(はじめに)

住基ネットの現在: プライバシーの危機



(はじめに)

個人情報情報の安心と安全

セキュリティに100%はない (セキュリティ対策の特性)
被害が本人におよぶ可能性 (リスク) は必ず残る

個人情報

- 利用しなければ意味がない



この対立のバランスの中で、
システムは設計・運用される

→ 自己情報コントロール権の技術的根拠のひとつ

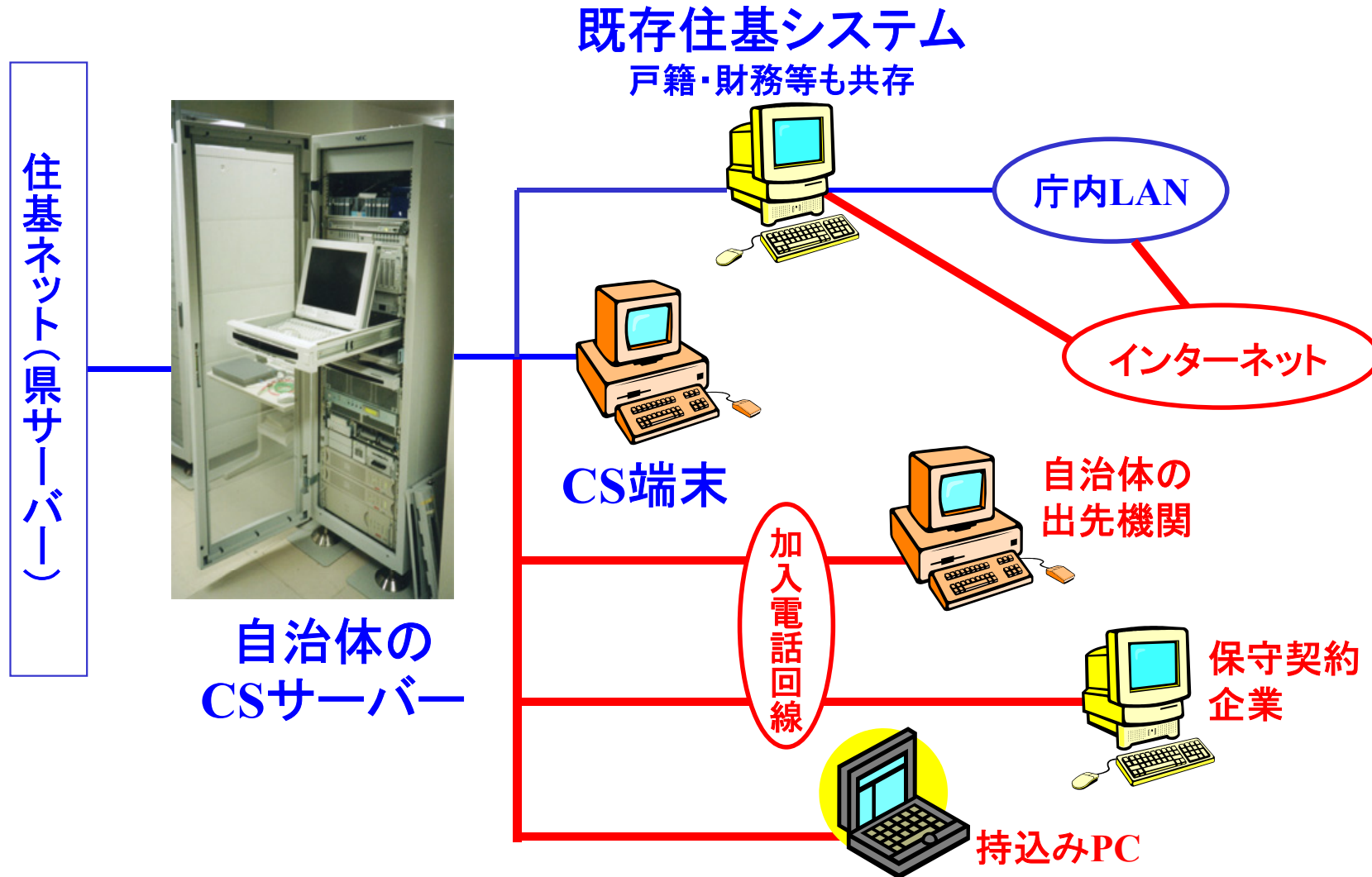
プライバシー

- 利用すれば「プライバシー侵害」

長野県審議会報告書 における指摘

長野県報告

外部と接続されている住基ネットの端末が多数存在



長野県報告

セキュリティにどれだけコストをかけるべきかという 問題提起

とりあえず安全な環境を
構築するための最低限の
具体的費用

長野県試算

初年度：22億円

5年間累積：
70億～80億円

大規模自治体：住基側の監視費用40万円／月
Internet接続側を80万円／月で試算

中小規模自治体：住基側の監視費用30万円／月
Internet接続側を30万円／月で試算

ほかに、監視センターの設備・運営費、監視センター
および各自治体のシステム改修・導入のための初期費用を計上

「このように費用対効果という観点では語れない費用を予算化さえできない自治体はどのように対処すればよいのか自ずと見えてきている。国の対応はあまりに杜撰と言わざるを得ない。」(同報告試算部分の結語)

長野県報告

自治体首長の安全確保義務規定 (住基法36条の2など)の重要性

県内の市町村の住基ネットの管理状況にかなり深刻な問題があり、かつそのことを指摘しても対処できない状態が続いているという現実を踏まえるならば、県は、県内市町村の独自の判断とは別に、県内市町村と県民のために住基ネットからの離脱すべきである。県内市町村の問題の深刻な状況を知りながら、各市町村のみに判断を委ねるのは、県としての責任放棄である。（長野報告p.30）

住基ネットの持つ問題

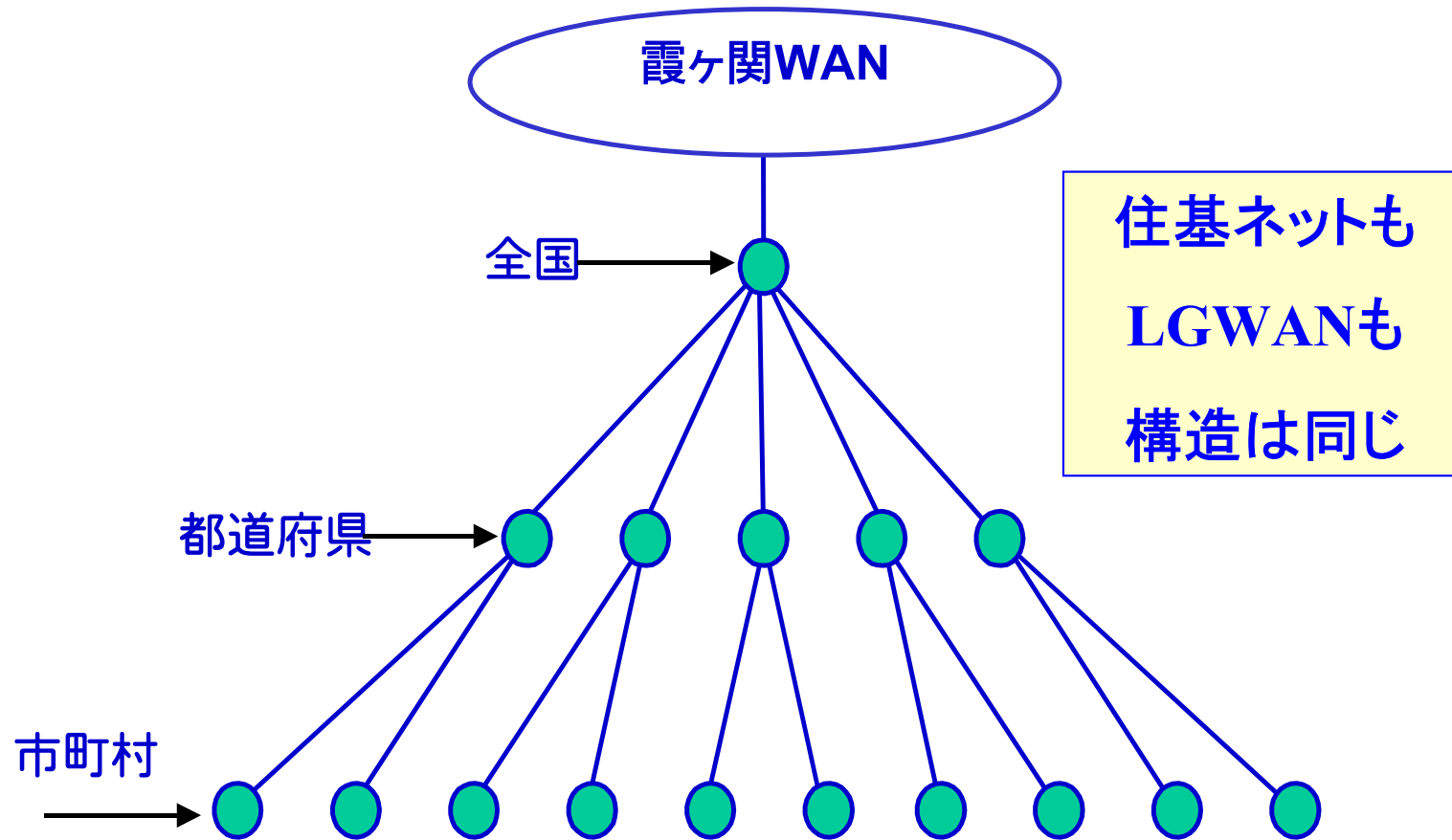
住基ネットの持つ問題

セキュリティが十全でも
プライバシー侵害は起きる

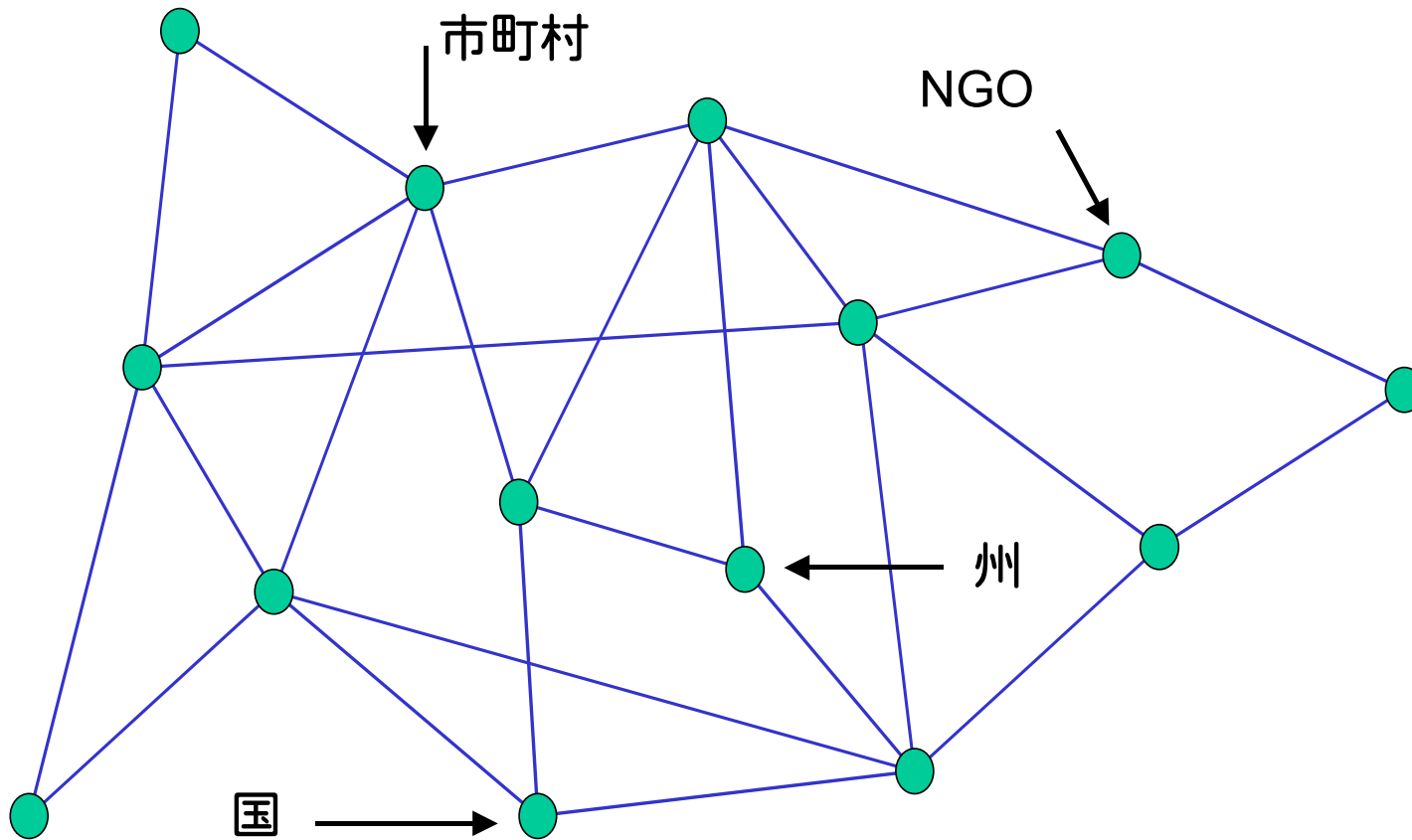
住基ネット・電子政府では、プライバシーは保障されない

たとえ、セキュリティが十分に確保され個人情報漏洩が十分防御されたとしても、合法・非合法を問わず「プライバシー侵害」はシステム内部で容易に実行できる

住基ネットの持つ問題 地方自治の不在



(参考) インターネット方式だったらこんな形



住基ネットの持つ問題

全体のセキュリティ確保は失敗している

住基ネット推進協 (2000年9月25日決定)

「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ基本方針書」

(基本理念 2)各都道府県、各市町村及び指定情報処理機関は、相互に密接な連携・協力関係を構築・維持し、住基ネットの統一性及び均質性を保持するとともに.....

インターネット接続をしている自治体数の変化 (総務省発表)



2002年7月31日 : 約200自治体



2003年2月13日 : 30ぐらい



2003年6月5日 : 全国の市町村の1割強

住基ネットの信頼基盤構築のプロセス



(1) 設計・構築方針の決定 (トップダウン戦略)

総務省が統一的・均質的なシステム・制度による、均質的なシステム環境構築の方針を採用し、業者に指示(セキュリティポリシーはガイドラインだけ。プライバシーは配慮しない)



統一的・均質的なシステムを構築すれば、セキュリティは万全なんだよ〜♪

(2) システムとセキュリティの設計・製造

地方自治情報センターが指示にもとづいてシステムを設計・製造(セキュリティポリシーはガイドラインだけ。プライバシーは配慮しない)



地方自治情報センター

できたからつないでね
ちゃんと使ってくれればだいじょうぶだよ♪

(3) 国、自治体の既存システム (庁内LANを) 接続

「統一的・均質的な設計・構築をしたから、一定のセキュリティレベルは確保されているもの」とみなして、接続。

省庁のLANがヤバイってことないよね
つないじゃおっと♪

霞ヶ関WAN

いいよね!?

うちはたぶんだいじょうぶだと思う♪

都道府県の庁内LAN

いいかな?

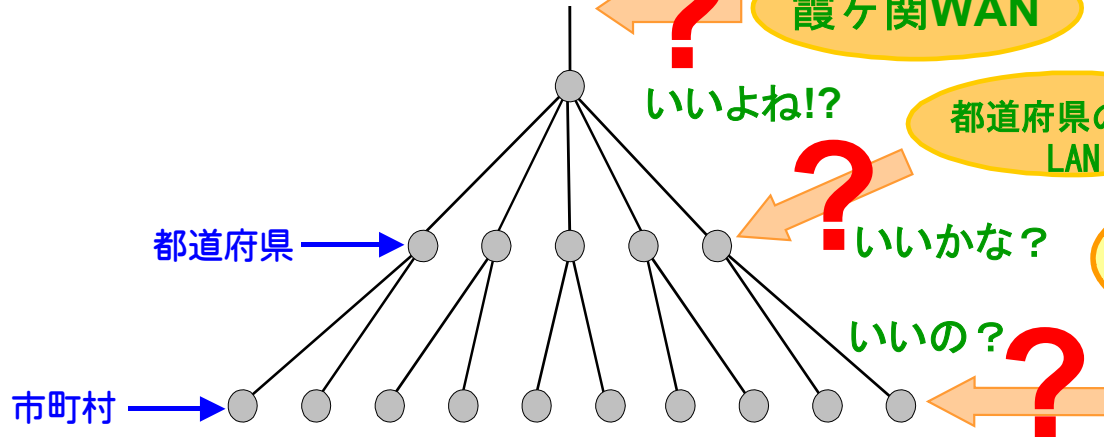
セキュリティって...??
でもつなげて言うんだからだいじょうぶだね、きっと♪

都道府県

いいの?!

市町村の庁内LAN

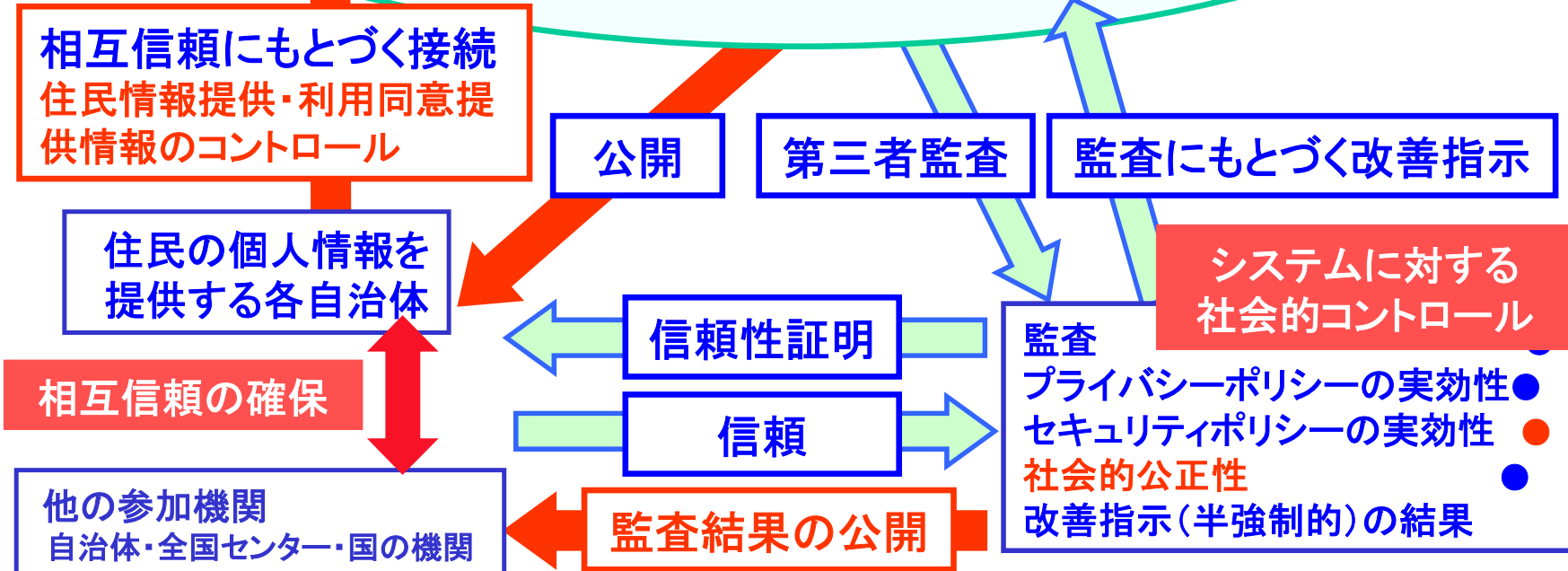
市町村



相互信頼にもとづくネットワーク参加の 手続き

(全国センター・国の機関・自治体)
分散開放型ネットワークシステムの全参加機関

- ・信頼できるセキュリティ国際基準による認証の取得
- ・セキュリティポリシーの作成・実施・公開 (実効性のある安全の約束)
- ・プライバシーポリシーの作成・実施・公開 (実効性のある安心の約束)



住基ネットの持つ問題

セキュリティコストを含めた

行政システムの費用対効果の評価ができていない

- ・住民側利益を勘案したとき、行政サービスのためのシステムにどれだけの規模の社会的資金を投入すべきか、検討されていない。当然、社会的合意もない
- ・セキュリティ確保に必要なコストが算定されていない
- ・セキュリティ認証や第三者機関による監査には多額の経費と時間が必要
- ・認証は、すべてのネットワーク参加機関が受けなければ意味がない

住基ネットの持つ問題

電子政府・電子自治体は「情報公開と市民参加」の可能性を活用できていない

「札幌市IT経営戦略」より

生活者の視点でニーズを反映したサービスに再編

札幌市IT経営戦略では、単なる申請・手続きの電子化に止まらず、15年(2003年)を目処に顧客である市民の視点から既存の行政運営モデルを再構築することをねらいとしています。

なかでも最大の特徴は、ITを活用した本格的な自治体CRM(「カスタマー・リレーションシップ・マネジメント」～一人ひとりの顧客ニーズを中心に考えたマーケティング手法)を戦略のバックボーンに据えていることです。



では、札幌市「経営」
意志の形成・決定プ
ロセスに対する
「市民参加」は？

そのために必要な
「情報公開」は？

どのような選択制が有効か

どのような「選択制」が有効か？

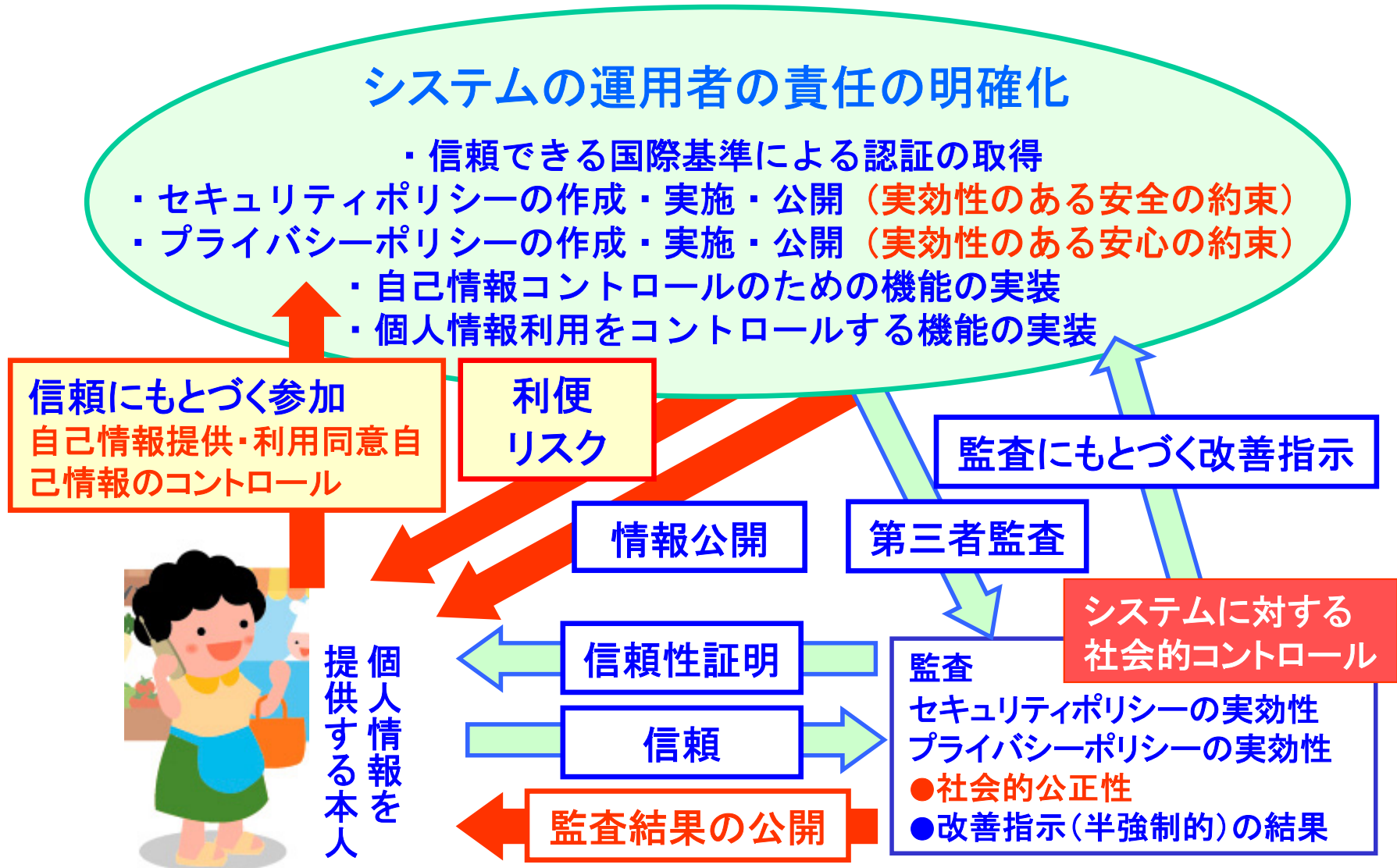
技術的視点から見た自己情報コントロール権の 根拠と目的

- ・セキュリティ事故による、個人情報利用システムのシステム所有者・管理運用者のリスク
- ・セキュリティ事故や内部のプライバシー侵害による個人情報提供者のリスク

このふたつのリスクの回避・分散のための手法として
分散開放型ネットワークシステムの技術は
自己情報コントロール権を必須のものと位置づけている

どのような「選択制」が有効か？

セキュリティの確保・プライバシーの保障のプロセス



どのような「選択制」が有効か？

「選択制」(自己決定:自己情報コントロール)の限界

市場原理が公正に働くことが期待できない環境では、
選択制(自己決定・自己情報コントロール)は有効に機能しない

- ・参加(個人情報提供または収集)が法的に強制される行政システム
(法的強制は市場原理を排除ないし制約するもの)
- ・市場の寡占あるいは独占などによって市場における自由競争が
有効に働いていない社会環境(行政サービスは独占状態にある)
- ・「プライバシー保護」を行政が代理し本人の権利が
制限されることを容認している政治環境(「OECD 8原則」)
- ・差別的な制度や慣行が有効に機能してしまっている社会環境
- ・情報公開や説明責任が有効に行なわれていない閉鎖的な社会環境
- ・独裁的・権威主義的な統治が行なわれている政治環境

どのような「選択制」が有効か？

住基ネットにおける「選択制」の可能性

住基ネットに、「選択制」の導入を推進することの意義

- (1) 日本の行政システム(現状は強制参加)において、実効的な「自己情報コントロール権」(プライバシー権)を実現すること
- (2) 自治体のイニシアチブによって実現することによる「自治権の拡大」

どのような「選択制」が有効か？

「住基ネット」における「選択制」を 現実的なものとするための条件

- ・住基ネットにおけるセキュリティレベルが、個人情報を取り扱う行政システムとしての適正な水準を獲得すること
- ・住基ネットにおけるプライバシーの保障が、個人情報を取り扱う行政システムとしての適正な水準を獲得すること
- ・住基ネット上の「個人情報」のコントロール（自己情報の削除）が確保されること

こうした条件が満たされない場合のために、「切断」
という選択肢をつねに確保しておくことが必要